

監査公表第15号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき実施した、議会事務局、総務部〔総務課（情報公開室）、財政課、税務課、債権管理課、契約管理課（工事検査室）、情報管理課（IT推進室）〕、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成25年12月27日

敦賀市監査委員	安久彰
同	橋本幸夫
同	堂前幸一

議会事務局、総務部、会計課及び監査委員事務局に係る定期監査結果報告

1 監査の実施日

平成25年11月22日（金）

2 監査の対象

議会事務局、総務部〔総務課（情報公開室）、財政課、税務課、債権管理課、契約管理課（工事検査室）、情報管理課（IT推進室）〕、会計課及び監査委員事務局（以下「各課等」という。）に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理状況

3 監査の方法

監査は、あらかじめ提出を求めた調書及び関係諸帳簿を照合し、必要に応じ関係職員の説明を聴取して、財務及び事務事業の執行管理が適正に行われているか否かについて確認を行った。

4 監査の結果

各課等における予算の執行及び事務処理は、おおむね適正に行われているものと認められた。

なお、税収が落ち込む中で、24年度末の市税未収入金は、約14億6千万円となっている。

今後も、財源確保と負担の公平さの見地から、未納者の資産等の状況を的確に把握し、効果的な回収方法を検討することで、未収入金の解消に、一層努められたい。

5 各課等の予算執行状況は別表1～9のとおりである。（別紙省略）